

十勝圏複合事務組合監査委員事務運営等に関する規程

〔平成12年3月28日〕
監査委員訓令第1号

改正の沿革 平成16年監査委員訓令第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、十勝圏複合事務組合監査委員（以下「監査委員」という。）の事務運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(監査等の報告及び公表)

第2条 監査又は検査を終了したときは、その結果に関する報告を議会及び組合長等に報告しなければならない。

2 前項の規定による監査の結果報告については、速やかに公表しなければならない。この場合の公表は、十勝圏複合事務組合運営に関する条例（昭和44年条例第1号）の定めるところによる。

(意見の提出)

第3条 監査又は検査の結果に基づいて必要があると認めるときは、前条の監査等の結果に関する報告に添えて、地方自治法（昭和22年法律67号。以下「法」という。）第199条第10項の規定による意見を提出するものとする。

(決算等審査意見の提出)

第4条 決算審査及び基金の運用状況審査を終了したときは、審査意見を組合長に提出するものとする。

(報告等以前の周知の禁止)

第5条 監査、検査、審査（以下「監査等」という。）の結果は、原則として、報告及び意見の提出以前に、関係者以外の者に知らせてはならない。

(監査等の結果報告後の処置)

第6条 監査委員は、監査等の結果、指摘した事項又は表明した意見については、議会又は組合長等から適時措置状況報告を求めるものとする。

2 前項の規定による法第199条に係る議会又は組合長等からの措置状況報告については、これを公表しなければならない。この場合の公表については、第2条第2項の規定を準用する。

(監査委員の事務運営)

第7条 前各条に定めるもののほか、監査委員の事務運営に関し必要な事項は、帯広市の例によるものとする。

(監査委員事務局の組織等)

第8条 監査委員事務局に、事務局長及び書記を置く。

2 事務局長は、監査委員の命を受け、事務を掌理し、書記を指揮監督する。

3 書記は、上司の指揮を受けて事務を処理する。

(事務局長の専決)

第9条 事務局長は、代表監査委員の権限に属する事務のうち別に定める事項を専決するこ

とができる。

(監査委員の公印)

第10条 監査委員の公印は、別表に定めるとおりとする。

2 公印の保管、使用等は、十勝圏複合事務組合運営に関する規則(平成元年規則第1号)の定めるところによる。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月23日監査委員訓令第1号)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

別表(第10条関係)

公印の名称	形状	寸法(ミリメートル)	個数
十勝圏複合事務組合監査委員之印	正方形	21	1